

# 衆議院議員総選挙及び

# 最高裁判所裁判官国民審査

衆議院議員総選挙（小選挙区選出議員選挙・

比例代表選出議員選挙）及び最高裁判所裁判官

国民審査が行われます。

選挙が明るく正しく行われるよう有権者の皆さんのご協力をお願いします。

## 投票できるかた

日本国民で平成元年8月31日以前に生まれ、平成21年5月17日までに皆野町の住民基本台帳に登録され、引き続き皆野町に住所を有し、選挙人名簿に登録され、また、失権などによる欠格条項に該当していないかたです。

なお、平成21年5月20日以降に皆野町に転入されたかたは、皆野町の選挙人名簿に登録されませんので、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、その市町村で投票することができます。

選挙人のかたには、公示日後投票所入場券を郵送します。

## 町外へ転出されたかた

平成21年4月29日までに、皆野町から町外へ転出されたかたは、皆野町の選挙人名簿から抹消されますので、皆野町では投票できません。4月30日以後に転出されたかたで、転出先の選挙人名簿に登録されているかたは、その市町村で投票できます。

## 投票の方法

郵送で配布された入場券を指定された投票所へ持参し、受付名簿対照を経て、投票用紙が交付されます。

投票用紙は、衆議院議員総選挙（①小選挙区選出議員選挙・②比例代表選出議員選挙）及び

**投票日** 8月30日(日)  
**公示日** 8月18日(火)

③最高裁判所裁判官国民審査の順に交付されます。

衆議院議員総選挙（小選挙区選出議員選挙）については候補者氏名を1人だけ記入し、衆議院議員総選挙（比例代表選出議員選挙）については、原則として政党名を記入し投票します。

最高裁判所裁判官国民審査については、やめさせたほうが良い裁判官の氏名の上に×を記入します。

投票所および投票時間は「別表1」のとおりです。

## 期日前投票

投票の当日、冠婚葬祭などの予定のあるかた、仕事・旅行・レジャー・買い物などで、投票日に不在となるかたは、事前に

役場総務課内「選挙管理委員会」へ申し出て投票することができません。入場券をご持参ください。

期日前投票のできる期間は、8月19日(水)から8月29日(土)までの午前8時30分から午後8時までです。（公示日は、投票できません）

ただし、投票する日に20歳に達していない有権者のかたは、不在者投票による投票となります。

最高裁判所裁判官国民審査は、8月23日(日)から8月29日(土)まで、期日前投票が出来ますので、ご確認ください。

## 入院中の不在者投票

不在者投票のできる指定施設に入院または入所中のかたは、病院長または施設長に投票用紙を請求すれば、病院長等管理のもとに不在者投票することができます。

町内の不在者投票指定施設は、「別表2」のとおりです。その他の指定施設については、選挙管理委員会まで問い合わせください。

## 郵便による不在者投票

身体に重度の障害があるかたに対して、郵便による不在者投票制度があります。（別表3）この制度を利用されるかたは、

選挙管理委員会に申し出て、「郵便等投票証明書」の交付申請の手続きをしてください。（すでに交付を受けているかたは必要ありません。また、手続きには日数がかかりますので、早めに申し出てください。）

## 代理投票・点字投票

身体の故障、または、字の書けないかたは代理投票及び点字投票の制度がありますので、当日受付に申し出てください。

## 開票

開票は即日開票とし、8月30日(日)の午後9時から文化会館A会議室（3階）で行います。

## 開票所の参観

開票は、皆野町の選挙人名簿に登録されていれば参観できます。参観席の定員は20人で、参観券を開票開始予定時刻の15分前から先着順に交付します。

## 問合せ

選挙管理委員会（総務課内）  
☎6211230 内線203